

会議の公開等について（案）

1 当該委員会の所掌事務

背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
（以下「要綱」と言う。）

第2条

委員会では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- （1）指定管理者の募集要項に関すること。
- （2）指定管理者の選定基準に関すること。
- （3）指定管理者の候補者の選定に関すること。
- （4）管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- （5）管理運営業務等に係る評価に関すること。
- （6）その他、こども未来局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項。

2 今年度開催する会議内容

- （1）第1回会議
 - ① 募集要項に関すること
 - ② 選定基準に関すること
- （2）第2回会議
 - ① 応募者ヒアリング
 - ② 候補者の選定に関すること

3 公開・非公開の取扱いについて

- （1）第1回会議 …… 公開とする。

【理由】

要綱第6条第1項第1号及び第2号による。

- （2）第2回会議 …… 非公開とする。

【理由】

応募者による施設の管理運営の事業計画（ノウハウ等）及び経営状況を対象とした協議を行うため、これを公開することにより応募者の権利、競争上の地位に不利益が生じるおそれがあるため。（要綱第6条第1項第3号）

4 議事録の取扱い

指定管理者の候補者の決定後、原則公開する。
（福岡市情報公開条例に定める非公開情報を除く。）